

福島市公告第120号

福島市の施設における自動販売機設置事業者選定の一般競争入札を行うため、福島市財務規則（以下「財務規則」という。）第164条の規定に基づき、つぎのとおり公告する。

令和7年5月1日

福島市長 木 幡 浩

記

1 一般競争入札物件 設置を募集する施設

物件 番号	施設名称	設置場所	台数	貸付面積	予定価格（年額）	機能
1	本庁舎東棟	7階	2台	4.40㎡	67,500円	ユニバーサルデザイン 指定なし
2	本庁舎複合棟	2階	1台	1.80㎡	30,000円	ユニバーサルデザイン
3	本庁舎複合棟	4階	1台	1.80㎡	30,000円	ユニバーサルデザイン

※予定価格のほか別途消費税及び地方消費税あり

2 一般競争入札に参加する者に必要な資格

次に掲げる規定に該当しない者であり、資格を有することについて、文書にて市長の承認を受けなければならない。

- (1) 成年被後見人及び被保佐人若しくは被補助人並びに破産者でその復権を得ない者
- (2) 正当な理由がなくて契約を締結せず又は履行しなかった者で、当該事実のあった後2年を経過しない者
- (3) 公正な競争の執行を妨げた者又は公正な価格を害し若しくは不正な利益を得るために連合した者
- (4) 地方自治法施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当する者で、当該各号のいずれかに該当する事実があった後2年を経過しない者及びその者を代理人、支配人その他の使用人又は入札代理人として使用した者
- (5) 役員等（個人である場合にはその者を、法人である場合にはその役員又はその支店若しくは契約締結権を委任する事務所の代表者をいう。以下同じ。）が暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第6号に規定する暴力団員（以下「暴力団員」という。）又は暴力団員の配偶者（暴力団員と生計を一にする配偶者で、婚姻の届出をしていないが事実上婚姻関係と同様の事情にある者を含む。以下同じ。）であると認められるとき
- (6) 公共の団体及び福祉を脅かすおそれのある団体又は公共の安全及び福祉を脅かすおそれのある団体に属している構成員
- (7) 会社更生法又は民事再生法等の適用となる著しい経営不振状態の者
- (8) 市税を滞納している者

なお、入札参加資格を有しないと市長が認めた場合、理由の説明を求めることができる。

3 設置事業者の要件

- (1) 法人にあっては福島市内に本店、支店又は営業所を有し、個人にあっては福島市在住で事業を営んでいること

- (2) 自動販売機の設置業務において、自ら管理運営する2年以上の実績を有すること
- (3) 過去2年間に市または国もしくは他の地方公共団体を契約相手方とした自動販売機の設置業務の実績を2回以上有すること
- 4 参加申込受付の書類配布、受付場所及び入札書の契約条項を示す場所
福島市役所財務部財産マネジメント推進課
令和7年5月1日(木)～令和7年5月30日(金) ※土、日曜日、祝日を除く
午前9時から正午及び午後1時から午後5時まで
- 5 参加申込方法
前項の受付場所に必要書類を持参若しくは郵送等の場合は受付期間内必着とする。
- 6 現場説明会
実施しない。
- 7 入札執行の場所及び日時
福島市役所本庁舎東棟3階 入札室
令和7年6月10日(火) 午後1時30分
- 8 入札保証金
福島市財務規則第167条第1項第2号により、免除とする。
- 9 契約保証金
福島市財務規則第150条第1項第14号により、免除とする。
- 10 契約書提出期限及び貸付料納期限
 - (1) 契約書提出期限
令和7年6月20日(金)
 - (2) 貸付料納期限
市が指定する期日
- 11 貸付契約期間
令和7年7月1日から、令和9年3月31日まで。
ただし、福島市が特段支障ないと認めるときは、1度に限り契約満了日翌日から3年間の新たな賃貸借契約を締結できるものとする。
- 12 入札の無効
入札参加資格のない者のした入札、及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。
- 13 その他

- (1) 入札参加者は、募集要領を熟読し、遵守すること。
- (2) 申込書等及び入札書の用紙については、市ホームページ又は財務部財産マネジメント推進課で配布する。
- (3) その他詳細不明な点については、財務部財産マネジメント推進課（電話024-563-3093）に照会のこと。